

開発教育協会「査読規程」

(趣旨)

第1条 特定非営利活動法人開発教育協会（以下「本協会」という）は、開発教育に関する研究活動の充実と発展に資するとともに、機関誌『開発教育』（以下「本誌」という）に投稿される研究論文の質的向上を図るために、査読制度を設けることとする。

(目的)

第2条 本規程は、本協会「機関誌発行規程」第8条第2項第3号、および本協会「機関誌投稿・編集規程」第7条第3項に基づき、本誌の査読に必要な事項について定める。

(査読対象原稿)

第3条 本誌に投稿された原稿のうち、「機関誌投稿・編集規程」第3条に規定された以下の研究論文を査読の対象とする。

- ①研究論文
- ②研究・実践ノート
- ③そのほか編集委員会から査読の要請があった原稿

(査読者)

第4条 査読委員長は、査読委員会の議を経て、査読対象となる原稿1編につき査読者（レフェリー）2名以上を選任して査読を依頼する。

2. 執筆者または共同執筆者が査読委員長自身である場合、副査読委員長が査読委員会の議を経て、その査読者2名以上を選任して査読を依頼する。
3. 査読者のうち1名は、査読委員が兼ね査読結果の取りまとめを行う。

(査読項目)

第5条 査読者は、以下の項目を参照して投稿原稿を評価する。

1) 論文等の内容について

- ①独創性：開発教育に関する新たな知見や経験、方法論や研究手法などが提示されているか。あるいは、新たな着想に基づき、今後の研究に展開が期待できるか。
- ②論理性：論旨が一貫しており、設定された問いや仮説に対して、妥当な結論が導かれているか。
- ③客観性：論点や記述に関して、客観的な根拠やデータが提示されているか。
- ④有用性：開発教育の今後の研究や実践にとって有用であるか。
- ⑤批判性：現代社会や教育現実、あるいは開発教育の現状やそのあり方を批判的に分析し、読者に新たな課題や視点を提起しているか。

2) 論文構成や文章表現について

- ①題目（主題や副題）や要旨は本文の内容を適切に反映しているか。
- ②「序論－本論－結論」という論文としての基本的な形式を整えているか。
- ③研究の背景や目的や方法などが明記され、先行研究が適切に分析されているか。
- ④執筆要領が遵守され、図表・注釈・引用文献などが適切に記述されているか。
- ⑤文章表現（主従関係、修飾関係、句読法など）は明瞭で読みやすいか。

(判定)

第6条 査読者は、前条の査読項目を総合的に評価して、次の4段階で採否を判定する。

A：採択（本誌掲載が可能な場合。微細な修正が必要な場合を含む。）

B：修正採択（査読結果で指摘された箇所の修正を条件として採択する場合。）

C：再査読（内容や構成の大幅な加筆修正が求められるが、再査読の対象となり得ると判断される場合。）

D：不採択（本誌掲載の基準を満たしていないと判断される場合。）

2. 査読者は、査読結果について「査読結果報告書」（書式1）に記入の上、担当査読委員に所定の期日内に提出する。なお、上記のB、CおよびDと判定された原稿については、その根拠や修正箇所を明示したコメントを付さなければならない。

3. 担当査読委員は査読結果を取りまとめ、所定の期日内に正副査読委員長に報告する。

4. 査読委員長は査読担当委員との協議を経て、査読結果および査読コメントの内容を確定して、投稿者に通知する。

(修正確認・再査読)

第7条 前条のB判定を受け、所定の期日までに再提出された原稿について、査読委員長は担当査読委員に修正確認を依頼する。

2. C判定を受け、所定の期日までに再投稿された原稿について、査読委員長は担当査読委員に再査読を依頼する。

3. 担当査読委員は、修正確認または再査読の際に、必要に応じて正副査読委員長または査読者と協議することができる。

4. 担当査読委員は、修正確認または再査読の結果を「再査読等結果報告書」（書式2）に記入の上、所定の期日までに、正副査読委員長に報告する。

5. 再査読での判定は、第6条第1項で規定された「A」「B」および「D」の3段階で判定し、再々査読は実施しない。

(採否)

第8条 査読委員会は査読、修正確認および再査読の結果を十分に検討した上で、投稿原稿の採否を最終決定し、その結果をすみやかに投稿者に通知しなければならない。

2. 査読委員または他の編集委員より、査読対象原稿に倫理規程違反の疑義が指摘された場合、査読委員会は当該原稿の査読作業を停止して、その後の対処を検討する。倫理規程に抵触すると判断された場合には、当該原稿は不採択とする。

(改廃)

第9条 本規程の制定・改廃は査読委員会が発議し、常任役員会の議決を経て代表理事が行う。

附則

1. 本規程は2019年5月31日から施行する。

2020（令和2）年8月26日 一部変更